

平成 2 0 年 1 月 2 5 日

於：国土交通省 6 階 6 1 8 會議室

社会資本整備審議會 都市計画・歴史的風土分科会  
第 1 2 回歴史的風土部会

国 土 交 通 省

## 社会資本整備審議会第12回歴史的風土部会

1. 日 時 平成20年1月25日(金) 13:00～14:15

2. 場 所 国土交通省6階 618会議室

3. 出席者(敬称略・五十音順)

〈委員〉

上村多恵子、越澤明

〈臨時委員〉

荒井正吾(代理:奈良県生活環境部風致保全課課長補佐)、嘉田由紀子(代理:滋賀県土木交通部都市計画課長)、進士五十八、高橋進、野村興兒、服部明世、榎本頼兼(代理:京都市都市計画局土木担当部長)、松沢成文(代理:神奈川県環境農政部緑政課長)

〈国土交通省〉

都市・地域整備局長ほか

4. 議 事

(1) 歴史的風土の保存・継承小委員会報告(案)について

(2) その他

5. 議事概要

(1) 歴史的風土の保存・継承小委員会報告(案)について

・同小委員会の委員長より、審議過程の概要について報告し、事務局から小委員会報告(案)の詳細について説明があり、意見交換の後、部会として議決された。

(2) その他

・事務局より、決議された小委員会報告は、平成15年4月14日の諮問「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」のうち、既に手続きが終了している大津市の古都指定以外の諮問事項に対する答申とする事務手続きを行う旨、説明があった。

・事務局より、現在諮問されている事項の部会における審議がすべて終了したので、臨時委員の任務を終了する旨、報告があった。

## 開 会

○事務局　それでは定刻が参りましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会第12回歴史的風土部会を開催させていただきます。

本日、ご出席いただきました委員及び臨時委員は17名中6名でございまして、社会資本整備審議会令に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。また、本日は都市・地域整備局長の増田が出席しておりますことをあわせてご報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に3枚目だと思いますが、資料の一覧表がございます。資料は1から8まで、参考資料が1から7まででございまして、資料4が2つに分かれてございますので、16種類の資料がお配りしてございます。ご確認をいただきまして、過不足がございましたら申し出ていただきたく存じます。また、後でお気づきで足りないものがありませんでしたら、お配りいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入りたいと思いますが、ご発言に際しましては、お手数ではございますが、目の前にございますマイクのスイッチをオンにいただき、ご発言の終了後はスイッチをオフにさせていただきますよう、事務局からお願い申し上げます。これ、1台しかマイクが使えないようになっておりますので、必ず消していただければと思います。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

### 歴史的風土の保存・継承小委員会報告（案）について

○部会長　本日は、大変ご多忙の中お集まりくださいまして、まことにありがとうございます。それでは早速でございますが、議事次第にございます（1）でございますけど、歴史的風土の保存・継承小委員会報告（案）について審議に入りたいと思います。歴史的風土の保存・継承小委員会につきましては、私が委員長を務めておりますが、このたび検討結果を取りまとめましたので、審議の経過についてご報告いたします。

それでは、配付資料の3という一枚紙で表裏印刷しているものがございますが、この資料3に基づきまして審議経過についてご報告申し上げます。もともとは一番先頭にありますように、平成10年の歴史的風土審議会の意見具申を踏まえて、その具体化について平

平成15年4月に諮問がなされまして、主として大津についての古都指定の審議を最初に行ってきたわけでございます。その後、昨年度でございますが、この古都保存行政の理念の全国展開について小委員会を設けまして、報告させていただきまして、さらにそれを踏まえて具体の施策について検討するために、この小委員会が設置されました。ここにありますように、平成19年7月4日に第1回が開催されまして、実は本日の午前中でございますが、第5回小委員会を開催しております。その間、まず、歴史的文化的資産を活かしたまちづくりを行っている都市の先進事例などを勉強しながら、新しい制度の検討についての審議を進めてまいりました。

また、その間、第3回でございますが、先進都市の1つの現地を見させていただいて、また議論しようということになりまして、愛知県の犬山市で開催し、犬山市と同時に近接する各務原市、また名古屋市の歴史的な資産を活かしたまちづくりについての事例の視察も行っております。

第4回小委員会は、小委員会報告に盛り込むべき事項について、取りまとめに向けて討議を行いまして、その後、昨年末から今年の初めにかけて2週間、パブリックコメントを行っております。そのいただいた意見をもとに修正案をさらに審議いたしまして、本日、午前の第5回小委員会にお諮りして、本日お手元にあります報告（案）をまとめたという次第でございます。

以上でございますが、簡単でございますけれども、小委員会の審議経過は次のとおりでございます。

それでは、早速でございますが、この小委員会で取りまとめた報告（案）の内容につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局　それでは、報告内容についてご説明を申し上げます。資料4-1と4-2が報告でございます。4-1につきましては報告（案）の概要ということで、簡単に整理をさせていただいておりますけれども、説明のほうは4-2の本編のほうで行いますので、4-2のほうをお開きください。

1枚めくっていただきますと、歴史的風土の保存・継承小委員会の委員名簿が記載されてございます。

その次のページが目次になります。大きく5項目に分かれていますところがございます。全体の構成はこの目次でご説明いたしますが、1つ目が歴史的文化的資産を活かしたまちづくりの成果と今後のあり方に関する検討経緯ということで、諮問に答えるという形で、

これまで古都保存法が40年間、どう成果が上がってきたか。それから今後のあり方について、これまでどのような経緯で検討されてきたか。さらには歴史的文化的資産を活かしたまちづくりというものも、その中でどう展開してきたかということを第1章という形でまとめてございます。

2番目のところで、歴史的文化的資産が現状どのような問題があるかというようなことを整理をしてございます。

3番目が全体の理念という部分でございますけれども、今後の歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方、いかにあるべきかということを整理いたします。

そして4番で、歴史的風致を保存・継承し、再生するまちづくりということで、具体的なこれからの展開方向について、かなり新しい制度の提案も含めて、ここで提案をしているものでございます。

大きな5は結びということで、報告に当たってということになってございます。

それでは1ページをお願いいたします。1ページの1番は歴史的文化的資産を活かしたまちづくりの成果ということで、(1)で古都保存法40年の成果。これは皆さんご案内だと思いますが、昭和41年に議員立法で制定をされました。京都、奈良、鎌倉、さらには幾つかの政令で指定された都市として10都市がこれまで指定をされてきてございまして、このような措置を講ずることによって、各都市における文化財等の歴史的意義のある建物や遺跡と一体となった自然的環境について、良好に維持されるという成果がありましたということでございます。

(2)でございますが、今後のあり方に関する検討経緯ということで、10都市の古都だけでなく、萩市や犬山市など、そういう歴史的文化的資産を今に伝える前向きな取り組みを進めるというところでは、必ずしも古都保存法の対象都市でなくても、それぞれ活性化を目指すいろいろな努力がなされているという現状を踏まえまして、このような情勢を背景として、本審議会の前身である歴史的風土審議会は、古都以外の都市においてもそういう資産の保存・継承が図られるということを支援するべきということで、平成10年に意見具申、さらにこれを受けまして、平成15年に国土交通大臣から本審議会に対しまして、大津市の古都指定に対する滋賀県・大津市の要望と、意見具申として①から④までの4点。1つ目は古都保全行政の理念の全国展開。それから、古都全域における資産や景観の一体的保全。さらに3番目は、きめ細かい維持保存活用。4番目は、普及啓発活動の展開というような4点を踏まえて、今後の古都保存行政のあり方がいかにあるべきかという

諮問がなされたところでございます。

大津につきましては、同年中に10都市目の古都として政令で指定されましたけれども、残る課題につきましては、平成17年に古都保存行政の理念の全国展開小委員会が設置されて、中で検討いたしまして、その下に(1)から(3)までの3点について報告を受けたところでございます。1つ目は、まちづくりにかかわる制度と歴史的文化的資産の活用ということで、法制面、財政面、税制面から検討すべきであると。2番で、歴史的文化的資産の核となるような建造物等についての修復、復原といったもの。さらには3番目で、そういった地域がどうやって合意していくか、ルールをつくっていくかというようなことについて検討を進めるということで小委員会が報告を受けたわけですが、これを踏まえまして、平成19年5月に本小委員会が設置され、この報告について、今後の古都保存行政のあり方について包括的に報告し、平成15年の諮問に答えるというものでございますということで、報告の位置づけを明記しているところでございます。

それから、(3)はまちづくり制度がその間どう進んできたかということで、簡単に説明します。まず、風致地区、古都保存法、伝統的建造物群保存地区など、都市計画法ですとか都市緑地法の制度が順次できてきたということ。それから、中段の「また」以降の段階では、景観に関する基本法制ということで景観法ができましたというようなこと。さらには下から3行目になりますけれども、財政支援措置としてまちづくり交付金という制度もこの間にできてきました。これらをまた踏まえまして、平成17年に新しい時代の都市計画はいかにあるべきかという、都市計画部会で検討されておりますけれども、この中にも歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方という課題が提示されてございまして、この歴史的風土部会にこの報告が取りまとめられた後に、都市計画部会のこの課題についても1つの答えとして報告されるということを前提としているということで明記をしております。

以上がこの報告の全体の位置づけということでございます。

次に大きな2番で、歴史的文化的資産をめぐる現状と課題ということでございます。

(1)が現状、(2)が課題でございますが、現状につきましては、わが国においては、文化財や歴史的に価値の高い資産が残され、人々の生活や生業がこれらの資産と共に営まれることにより、歴史的な風情・情緒・たたずまいが保存・継承されている地域が、全国に様々な形で存在してございます。特に近年では、このような地域の有する歴史性が地域の活力の源泉、観光資源、地場産業の振興、交流人口の増加というような価値観を持って

きているということが、1つ目の段落で書いてございます。

2つ目、しかしながら一方でということで、こういう歴史的な価値の高い資産と一体となっている例えば緑地等の自然環境については、宅地開発等々の理由により減少しているというようなこと。また、市街地におきましても、歴史的に価値の高い資産に関するものでも、維持管理や相続の発生というようなところで損なわれているというような現状認識を持ってございます。そして最後に、このような状況が放置されるということは、国や地域にとって取り返しのつかない重大な損失を被るおそれがあるという問題意識でございませぬ。

(2) が現行制度の活用状況と課題でございませぬ。先ほどの制度のところと同じような形でございますけれども、まず1つ目は、歴史的な風土や文化財をまちづくりに活かす取り組みは、これまでも多種多様な制度を活用して行われてきたということで、また先ほどと繰り返しになりますが、古都保存法、文化財保護法、都市計画関連法、都市緑地法、さらには街路や公園等の公共施設整備においても、そういう歴史的資産を活かしたものが行われているということが1つ目の段落であります。

真ん中でございませぬ。「しかしながら」、ここは現行制度のすき間というようなことで、古都保存法については、まず1つは対象地域が限定されているということ。それと、守るべき対象が市街地というよりは、その周辺を取り巻く自然的環境の保全を対象としているということ。また、文化財保護法は文化財単体の点的な保護措置を図るものというようなところで、近年のこういう市街地、古都以外の都市というようなものを守る分には必ずしも十分とは言えないだろうということでございませぬ。

それから、そういった都市計画制度も進めてきていますが、文化財保護行政との一体的な計画づくり、文化財保護行政とまちづくり行政の連携のもとに、総合的・一体的な計画に基づいてまちづくりを進めていくことが必要であるということでございませぬ。

以上の問題意識を受けまして、3番目がまちづくりのあり方の方向性を示してございませぬ。1つ目は、市街地における歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方ということで、1つ目の段落一番最後の行になりますが、歴史的に価値のある資産が市街地の中に存在する場合が少なくないということ。

次の6ページになりますけれども、古都保存法に指定されている都市でも、その市街地においてさまざまな資産が受け継がれているということ。それから3つ目の段落が今回の報告の一番のポイントとなるところでございませぬけれども、こうした市街地では、歴史的

に価値の高い文化財が、江戸時代から昭和初期にわたって文化財に指定されていない町屋や武家屋敷等の建築物、それから土木遺産、産業、祭り、行事等の伝統的な活動と一体となり、歴史的な風情・情緒・たたずまいを醸し出しているというようなこと。また、市街地は住民等が生活や生業を営み、ライフスタイルに応じた住まい方を実現する舞台であるため、歴史的文化的資産は伝統的な産業、伝統行事、芸能、建築、工芸、庭園、園芸等の伝統技術の蓄積が行われる場として、地域の新たな文化を創造する発想の源として、そういう価値を持って、さらには当該地域を訪れる方々に地域の歴史や伝統を体感して参加する場として非常に大きな価値を持つということで、こういったものを支援するための措置が必要であるということで考えてございまして、その際には、そういう史実を踏まえて行われるべきであり、また、住民による参画、技術の継承というものも含めたことであることが必要であると。

最後に、このため、古都保存法等々の既存の制度は最大限に活用しつつも、加えて国が重要性・緊急性に取り組むというところから、歴史的風土とは異なる新たな概念を明確化し、市街地を対象とするために必要な措置を盛り込んで、歴史的文化的資産を保存・活用・再生するまちづくりのための新たな制度を構築するべきであるということでございませぬ。

それから、(2)は古都保存行政でございませぬ。それに加えて、古都保存法の対象となる古都というのが、第一、第二、第三という要件でこれまで指定されてきたところでございませぬ。こういった要件につきましても、次のページになりますけれども、開発圧力というようなもの、そういった時代の変化にかんがみ、さらに運用を図っていくべきではないだろうかということで、3段目の段落に「また歴史的風土が……」という時代性を勘案するというようなことで、指定基準にありますような「長期」、「集積」といった要件について、より広くとらえていくべきであるというようなことを述べてございませぬ。

そして、最後の段落、このほか、上記の措置をもってしてもさらに古都保存法の対象とされない都市であっても、そういった歴史文化都市といったものも古都保存行政の理念の全国展開の対象とすべきものであるということで、ここで新たな制度の構築を図るべきであるということにしてございませぬ。

それから4番目、歴史的風致を保存・継承し、再生するまちづくりでございませぬ。ここが具体的な今後の方策を提案しているところでございませぬ。

まず(1)で新たなまちづくり制度の位置づけでございませぬが、新たなまちづくり制度



について、国は高い価値を有する歴史的文化的資産を国民共有の資産として位置づけ、その保存・継承・再生を通じて我が国固有の文化力の向上、国民の誇りと郷土意識の醸成、地域の活性化を目標として見据え、文化財保護行政とまちづくり行政の連携強化、国と地方の協力の充実を図りつつ、実際の施策を実行する基礎自治体である市町村による総合的・一体的な取り組みを支援する必要があるということでございます。

このような新たなまちづくり制度は、都計法、建築基準法、古都法等々の既存制度を効果的に活用し、既存制度では不十分な市町村の総合的な計画に基づく文化財保護行政とまちづくり行政の連携・協同、そのもとで歴史的に価値のある資産の復原・再生の支援、建築物の整備、伝統行事等への利用の促進、歴史的文化的資産を災害による滅失から保護するための防災等によるまちなみの再生・創造を予算制度、税制、規制の特例措置を組み合わせることで実施する事業を、総合的に支援する性格のものとするべきであるということとしてございます。このため、こういったものについては、その段落でございますけれども、より広い都市を対象とし、市街地を含むという、これまでの歴史的風土とちょっと異なる概念として古都保存法の概念と違う新しい概念を明確化することが必要であるということと位置づけてございます。

その具体的な新たな概念につきまして、(2)でございますが、新たなまちづくり制度が対象とする概念は、わが国にとって歴史上価値の高い建造物、ここで建造物と申し上げておりますのは、建築物、庭園、土木工作物、遺跡、古墳等、人の手が加わったものという概念でございますが、そういう建造物及びその基盤となる地形、植生、水系はもとより、周辺の鎮守の森等の緑地や河川も含めた市街地、こういう土地の広がりの部分ですが、それに住民等により行われる地域の歴史・文化を反映した生業、行事、芸能等の伝統的な活動と一体となって良好な市街地の環境を形成している状態であると考えてございます。

その次ですが、この概念は、これまで法律で運用した結果、従来の「歴史的風土」が自然的環境を主として指すもの、それから景観法の取り扱う「景観」が主として外観であるということ、これらと異なる概念として「歴史的風致」——これは3段目の段落にありますが、伝統的建造物群保存地区の定義に用いられている言葉でございますが——に使われている建築物並びに緑地等の概念を含んだ「歴史的風致」という新しい概念として説明することを考えて、ご提案をしているものでございます。

この歴史的風致を形成する要素は、①は核となる歴史的価値の高い文化財等。②、周辺の一体となす区域。③住民等による伝統的な活動というもので、建造物と地域、土地と、

さらにはその中における活動というものを一体として含むというような定義でござい  
ます。

次に（３）でございませう。新たな制度における国の支援のあり方ということで、ここか  
らは具体的な方策の提案でございませう。まず１つ目の段落では、後段のほうにかかりませ  
うけれども、維持向上のために講ずるべき施策を示した総合的な計画を、都市計画等の関連  
する計画との調和を保ちつつ策定するというプランニングのところでございませう。

それから２つ目の段落でございませうけれども、こういった市町村の計画について、国が  
歴史的風致の維持向上に関して示す基本方針に即し、重要性・緊急性等の観点から支援を  
していくということを２つ目でうたってございませう。このとき、国が積極的・重点的な支  
援を行うべき区域として、①②③とございませうが、１つ目が国の指定・選定に係る文化財  
をコアとして、さらに相当の広がりをもつもの。２番目が失われるおそれのある歴史的風  
致が保存・継承されるというもの。土地利用規制につきましては既存の法例等がございま  
すので、土地利用規制等の取り組みが既に行われている、または取り組んでいこうといっ  
たものについて、国のほうは重点的に支援をしていくということでございませう。

（４）国が講ずるべき支援の内容でございませう。ここには大きく３つ掲げてございまし  
て、①が文化財保護行政とまちづくり行政の連携・協同ということで、個別の施策が○で  
書かれてございませう。１つ目は、まず国土交通省と文化庁と関係省庁で国の指針を作成す  
るということ。２番目が、市町村の総合的な計画において、基本方針を作成するといふこ  
と。③で、そういった政策に基づいて、屋外広告物規制、建造物の保護、公園施設の整備、  
復原等について、都道府県にかかわって市町村が実施できるようなこと。４つ目がまちづく  
り交付金の充実ということ。その次ですが、関係者による協議会、または公益法人、NP  
O法人等の活用で、地域の知恵を活用するといふようなこと。その次は国と市町村の役割  
を挙げていませうが、都道府県もそういった協議会の参加なり必要な助言を行うといふ役  
割を果たしていただくといふようなこと。下から２番目ですけれども、こういった歴史文化  
ですと、専門性が重要であるといふことで、専門家の派遣情報提供といふようなこと。最  
後に、重層的な手続にならないように、できるだけワンストップサービスとなるような体  
制をつくるべきであるといふようなこと。

②は建造物の復原・再生の支援ということで、歴史的風致を形成する重要な建造物につ  
いては、市町村によって指定をし、それを届出勧告とするような形で保全をするといふよ  
うなこと。それから、復原・修復・移設等々を行う市町村や民間、NPO等について費用

を助成するということ。3つ目は、都市公園における復原、例えばお城の復原についても補助の対象とするということ。それから郊外、市街化調整区域をイメージしてございますが、そういったところで歴史的建造物の復原をやるときの開発許可の特例。それから、基礎的自治体が行う管理ができるようにするというようなことを記載してございます。

③が歴史的風致を尊重し調和を図ったまちなみの再生・創造ということで、こういう歴史的風致を形成する土地等についての税負担についての減税措置。2つ目は、例えば町屋等において都市計画上の用途の制限がかかっている場合、具体的には地区計画によって町屋の中で活用したレストランというようなものができるようにするというようなこと。まちなみ景観を維持するため、景観行政と連携をし、修景・改築、さらには防災対策を進めるということ。住民によるまちづくりの提案のための助成を行う。まちづくり交付金の事業の中で、電柱電線類の移設、地中化等の促進を図るということ。歴史的価値のある堀割や水路、農業用水路等の維持保存を図る。駐車場の需要を図るために都市公園内の活用を図る。また、区画整理においても、歴史的風致の関連する移転物の助成。都市交通システムにおいては、バスターミナルの整備等の推進。さらには地域住民が緑地協定等の協定制度を活用して、手続等々について促進をするという具体的なところを、ここの(4)で書いてございます。

最後に、報告に当たってというところでございます。平成19年の世論調査というようなところから書きはじめて、平成18年、「美しい日本の歴史的風土100選」というような事業のようなものをきっかけとして、国民への普及啓発ということをきちっと進めていくことが望ましいということでございます。

最後の2段落がこれからの方向性への問いかけでございまして、過去を大事にする意識への回帰はということで、国民が忘れかけているわが国の歴史的価値の再発見の中で、さらには世界各国の交流という国際的な視点の中で、歴史的風土、歴史的風致を観光立国の実現に貢献しつつ、保存・継承し、再生することの重要性をうたって、政府においては、こういう時流のもとで、「歴史まちづくり法」とでもいう新たな立法措置を行い、守り育て、構築をしていくというようなことを望むものであるという結びにしております。

以上、報告の中身でございます。あと、内容をご説明申し上げませんが、資料の5につきましては、小委員会報告をまとめるに当たりまして、パブリックコメントの結果と概要をまとめたもので、午前中に開催されました小委員会でご議論をいただいて、反映をさせていただきます。

資料の6につきましては、小委員会報告を補足する参考資料等をまとめたものでございます。そのうち、資料6の後ろのほうの46ページ以降につきましては、この委員会の報告と同時並行的に現在進めております歴史まちづくり法案というようなものの概要が46ページ以降に記されてございます。

資料の7でございますが、これも小委員会の検討に沿って、同様に予算措置を図られたものについての、これは暮れの予算で来年度予算の原案として認められたものの概要でございます。

資料の8につきましては、これも同様に税制改正の要望をして、原案として今認められているもので、お付けしてございます。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、報告の概要のご説明を終わります。

○部会長　　どうもありがとうございました。

ただいま小委員会報告（案）につきましてご説明いただきました。また、同時並行して小委員会報告を受けて、本日、部会の議決としたいと思っておりますけれども、既に施策を先取りして、税制改正、予算措置、さらに法律案の準備を進められているということでございます。それも念頭に置きながら、いろいろご質問、ご意見等があればお願いしたいと思えます。どなたからでも結構でございますが、ちょうど午前中、局長が中座されたときにC委員から、歴史的まちづくりを進められている自治体の立場からいろいろご発言がありましたので、もう一度少し、せっかくなのできょうの部会出席の委員の方にもぜひ聞いてほしいなという励ましのお言葉をいただきましたので、まず皮切りによろしくお願ひしたいと思います。

○C臨時委員　先ほどの答申案にもございました、名前まで書かせていただいています山口県の萩市でございます。今回、まさに自治体の立場に立ちまして、今、この報告もございましたし、また、この報告をベースにしたまちづくり法が実はつくられようとしておりますし、また、20年度予算案にも具体的な手当てがされているわけであります。

私どものまちは、実はかつて大新東株式会社という非常におもしろい会社があつて、日光江戸村とか、登別江戸村とか、そういったものをつくり上げている会社であります。それが一番初めに目をつけたのが実は萩市でございまして、萩市で江戸村をつくらうと。忍者部隊をやったり、そんなの。これに実は乗ったんですね。萩の出先になりました会社がたまたま倒産をしたので、この夢といいますか、構想は幸いにして実現をしなかったんです。ほんとうにその当時はまだそういうふうな意識でございましたが、何とか市民を挙

げて残った江戸時代、近世の都市遺産を守っていこうという動きで、ずっと今までやってきて、市長も何代かかわりました。

そういう中で、文化庁からは、例えば史跡とか、あるいは伝統的建造物の保存地区とか、そういったような指定をいただきまして、核となるものはかなり整備がされてまいりました。例えば武家屋敷であるとか、あるいは商家であるとか、伝建地区は3地域持っていましたが、まちづくりをしていくという過程の中で、それぞれのポイントとなるものはいろいろ整備をされてきたわけでありますが、例えばその背景となるそれぞれの周辺地域の話、あるいは道路から、あるいは周辺の河川から、いろいろな問題がございまして、なかなか総合的に予算的な手当とか、法的な規制ができない状態が続いていましたが、実は平成16年に施行されました景観法というのが我々自治体にとっては新たな武器になりました。景観法で法に定める団体になれば、いろいろな意味での権限が付与される。建物の高さや意匠やカラーや、いろいろなものが規制をかけられる。今までは条例で一部は手当てをしてまいりましたが、なかなかできない。そういったものが、建物の高さの規制や、いろいろなものができるようになった。早速、今、実施をしているところでございます。

そしてまた、景観法に基づきましては、広告の規制もできるようになりました。今まで広告関係の規制というのは都道府県の権限事項でありましたが、そういった計画を持ち、団体として指定を受ければ、その市町村がみずから規制をすることができるということも相なったわけであります。

もう一つは、実は午前中、局長からもお話がございましたが、実は国土交通省のほうで、今までのがんじがらめになった補助金から相当いろいろな意味で緩和をされたまちづくり交付金が制度として仕組まれました。こういったもので、実は随分変わりつつあったんですが、それでもなおかつ総合的な意味でまちづくりをしていく観点から言いますと、まだかなり制約を受けているものがある。そういう中で、今回の答申と報告と、加えて今回の新しい法と予算措置は、まちづくりの中に歴史的な遺産、あるいは今の言葉をかりますと歴史的風致を守ろうとする、そういったことをやろうとする市町村にとってみれば、ある意味では大変便利ですばらしい構想と、仕組みと予算があるわけであります。

そういった意味では、歴史的風土保存のこういった今までの委員会の議論、古都保存法とは違った意味で、古都保存法の理念を拡大するということでそもそも始まったこの委員会でございますが、当初、考えられていたもの以上に、まちづくりということで、しかも本来文化的な遺産を所管いたします文化庁と、具体的にまちづくりのハードを担当されま

す国土交通省と、また農水省も加えた形で、農業遺産といったようなことも踏まえて、いろいろな意味で総合的にまちづくりに向けての仕組みをつくっていただいたということ、ほんとうにうれしく思うものであります。

きのう実は市長会がございまして、20年度予算案がありました。このご紹介がありましたときに、自治体の長たる特に市長は、大変強い関心を持って臨んでおりました。今までできなかったことがこれによってできるのではないかという期待を持っているわけがあります。

そういった意味で、突然のご指名で十分意を尽くせませんが、自治体にとってみれば、今までできなかったことができるようになるかもしれないという大きな期待を持っています。そして今、ここでいろいろな仕組みがありますが、今後の運用、すなわち自治体が計画をつくるということとか、例えばこの中にありますワンストップのいろいろな相談とか、今までにないようなほんとうにすばらしいこと、そしてまた何よりも文化遺産を所管する文化庁と、その他周辺のいろいろな意味での制度がある国土交通省、あるいは農水省が一体となって構築をされたということは画期的なことではないかと思えます。これからこの運用がどうなっていくかが私どもの最大の関心事項でありますので、ここまでせつかく構築をされた仕組みが今後、運用面でさらに画期的なものになりますように念願するものであります。

やや不十分で意を尽くせませんが、意見とさせていただきます。

○部会長　　どうもありがとうございました。

今のご発言に対して何かもしご発言があるようでしたら、よろしゅうございますか。

それで、我々の小委員会、5回にわたりまして大変熱心に審議してきましたが、本日出席の部会の委員の中で、小委員会以外のメンバーではD委員が小委員会以外ですので、何のご意見なりご発言がもしあるようでしたらお願いしたいのですが、いかがでございましょうか。

○D臨時委員　萩市長にほとんどおっしゃってもらったんですが、私が思っているのは、景観法もそうだったんですけれども、各省が縦割りを超えてやるというのに取り組んだ内容になっているから非常にいいなと思いました。それからもう一つは、大卒のところを押さえて、その後は市町村が独自に考えていける制度になっていること。それに対して、国がしかるべき助成をするというシステムも非常にいいんじゃないかなと思っております。

あとは、これまでの法律にするときに定義だとか何かで難しく、ここにも例えば歴史

的風致とありますのが、かなり議論されて、風致とは何ぞやというところを議論された結果、「例えば」と入っているのかなという気がしています。こういうところはこれまでの法律的な扱いからすると、かなりあいまいなところですし、グレーゾーンみたいなところに踏み込んだような施策でもあるというようなことで、法律にする際にきちっと説明できないとか、定義できないというようなところが障害になってくる部分があるかもわからない。だから、そのあたりをぜひ頑張って、うまく運用できるような形の法律に仕上がることを望みたいと思っております。

概略ですけども、そんなところをちょっと思いました。

○部会長　　ありがとうございました。

この小委員会報告の案そのものについてはよろしいと受け取りましたが、今のご発言に対して何かご発言があれば、よろしく願いいたします。

○事務局　　やはり言葉の定義というのは非常に難しゅうございまして、8ページ、9ページをお開きいただくと、風致のところが書いてございます。実際の立法をするときの法制上の問題で、これまでの「歴史的風土」という言葉と、景観法の「景観」という言葉と違った概念で定義をするということが必要であるということは先ほどご説明しましたけれども、その名称として文化財保護法に使われている「歴史的風致」という言葉を用いて表すということで、言葉の意味でいう歴史的風致というのは、確かに若干あいまいなところではございますが、一方で、実際にこれを運用するとなりますと、8ページの下のところから、歴史的風致を形成する要素は、1つは歴史的価値の高い建造物であるというコアは明確に、ここで言いますと文化財をメインに、そして、○の2のところでは周辺の一部となす区域と。ここの一部となすというところで若干判断に差は出るかと思っておりますけれども、文化財が根っこになって、その周辺に広がっている歴史的な価値のあるようなものと。さらにそれに加えて、ちょっと繰り返しになりますけれども、住民等による活動という概念も加えて一体性を図るということでございますので、実際、それぞれの地方公共団体等でプランニングをするに当たっては、ある程度わかりやすい指針になるのではないかと考えてございまして、さらにはこれを文化庁と合わせまして指針をつくる段階で、よりわかりやすい形でお示しをしていくということが重要であると考えているところでございます。

○部会長　　ありがとうございました。

本日この部会の役目は、小委員会報告（案）を受けて、（案）を取って議決するという役目がございまして、これについてを先にした後で、少し時間があれば、小委員会に参

画した委員の方々から、何かこの場で行政に向けて、あるいは我々委員同士の中での発言をされたいという方について、いろいろご発言していただきたいと思いますので、小委員会に参画したメンバーは午前中までいろいろ熱心に審議されていまして、我々としては了解前提で小委員会報告（案）出しておりますので、地方行政の立場から委員としてお入りになっている方々から何かご質問、ご意見がもしあれば、また、各地元の古都行政、運用についてご発言については議決の後で伺いたいと思いますので、この報告案につきまして、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の部会の役目が小委員会報告の議決ということで、平成15年から諮問を受けてきたわけでございますが、この小委員会の報告を部会としてお認めいただけますと、これをもって最終的に答申として取りまとめることになるわけでございます。そこでございますが、これ以上ご意見、ご質問、また修正についてのご意見がないようでしたら、本日の資料4-2の小委員会報告（案）をお認めいただくということで、（案）を取るといふことにさせていただきますよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○部会長 ありがとうございます。ということで、本日の議事の一番重要な部分が終わったわけでございます。

そこで、これを受けての行政的な手続のこともございますので、事務局から少しご説明を受けて、それが終わった後で、各委員の方々からフリーな立場でご意見等があれば伺いたいなと思っております。最後に、せつかくの機会ですので、答申が終わるといふことにもなりますので、再度局長からできればごあいさつなり、ご意見なり、また今後に向けてのお話などを伺えればと思いますが、そのようなことでよろしゅうございますか。本日は主にこの議決が趣旨ですので、各地方公共団体から古都行政の状況についての報告というのは、本日の部会では省かせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、一応議決が済みました。それを受けてということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局 どうもありがとうございました。今後の手続等でございますけれども、本日、議決いただきました報告でございますが、繰り返しになりますけれども、平成15年の諮問でありました大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきかという答申のうち、既に手続が終了しております大津市の古都指定以外の諮



問事項に対する答申となるものでございます。ここで議決イコール答申ではなくて、実際はさらに審議会長の決裁等の手続がございますので、事務局においてその手続に入らせていただきたいと思っております。また、関連する事項を審議してございます都市計画部会にも報告する予定でございます。それに加えて、歴史的風土の保存・継承小委員会につきましては、本報告を取りまとめていただきましたので、本日をもちまして審議終了ということにさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○部会長　ありがとうございます。

それでは、せっかくの機会ですので、もう少しお時間をとっていただいて、各委員の方々から議決が終わったことを踏まえて、またさらにご意見、ご発言等があれば、フリーなことでご意見をちょうだいできればと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

どうぞ、よろしくをお願いします。

○D臨時委員　この歴史的風致地区というのが全国で張りついて、いろいろなところで指定されたり事業が進んでいく場合に、例えば萩市でおやりになったのが北海道でどういうふうに知られるのか。文化財保護法の伝建地区というのは、指定されるとひとり歩きして全国に知られるようになり、観光面で効果も上がっているという面がある。歴史的風致地区みたいなのが国民の皆さんに、地域振興を踏まえて特にほかの地域の人たちにどういうふう認知されていくかというところの戦略を何かお考えでしょうか。

○部会長　では、よろしくをお願いします。

○事務局　まだ制度の組み立てに着手をしたばかりでございますので、そこのところまで必ずしも考えてはございませんけれども、もう一つ、これとあわせて文化審議会のほうでも同じような形で審議を進められている中では、文化財保護行政も含めて、特に文化財保護法においては小学校の教育も含めて、できるだけたくさんの人に知っていただきたいというようなことも踏まえて、それがこういう保存の行政につながるということもありますので、そこは文化庁と今回の方策については二人三脚で進めていくもので、国土交通省だけでやるものではないとも考えておりますので、積極的に取り組んでいくこととなると思います。

○部会長　ありがとうございます。

今回の小委員会報告、本日の部会議決とまた決裁を経て答申となるわけでございますが、

文化財行政とまちづくり行政が一緒にやろうとなったというのは大変大きな成果だと思っております。この2カ年間にわたりまして、特に文化財行政の専門家ということで、I委員に大変いろいろお知恵を拝借したんですが、何かもしご発言があるようでしたら、いかがでしょうか。

○I 専門委員　私自身は、ずっと文化財の修理とか、町並み保存とかを文化庁職員として、また、大学の研究者としてやってきました。伝建地区を担当した当時は、市長とか町長はみんな、実はまちづくりとしての町並み保存をやらなければいけないと思っていたら、文化庁のほうは、文化財保存としての伝建地区を考えているということで、もめたことがありました。私は、都市計画として伝建地区をお決めになるその市長たちがまちづくりとして歴史を活かしたまちづくりをお考えになっている以上は、まちづくりとしての施策に文化庁は当然乗らなければ無理でしょうというお話をしたことがあります。しかし、じゃあ具体的にどうやるかという、あまりにも壁が大きく、また、お金はないという中で、非常に苦しんだ記憶がございます。

ただ、そういうなかで、都市計画道路の問題では一定の前進をしたと考えています。実は伝建地区の中を都市計画道路の拡幅計画が当時はいっぱい走っておりました。ですから、伝建地区が勝つのか、都市計画道路が勝つのかというスリリングな対立を同じ都市計画制度の中でしながら町並み保存というのはスタートしていった経過がございました。

そのときに、非常にありがたかったのは、今、隣の街路課の課長さんでいらっしゃいますけれども、彼が係長の時代に歴史的地区環境整備街路事業というものをつくろうということで、私共の方へご相談に来られました。彼は係長の任期内にあつという間に補助制度までつくって、国交省と文化庁が協力してできるような体制を国交省側からスタートしていただいたんですね。これによって救われた町並みが全国でおそらく20や30はあります。ですから、国交省と文化庁が手を取り合って市長が希望されている歴史を活かしたまちづくりをサポートするということは、当時から細い水脈のようなものはあつたんですが、ここがぱっと広がって、実現できるようになったことについては、ほんとうに今昔の感があります、これでやっとならなければせながらヨーロッパに半分ぐらい近づいていけるんじゃないか、そういうツールがこれでできたのではないかとことをありがたく思っている次第です。

ただ、一方で、現在、伝建地区は約80地区ございますけれども、そのうちの大体3分の2が都市計画区域ですから、これによって伝建地区の3分の2は助かります。しかし、

3分の1は農水省の管轄下にあるわけでありまして、これが非常に問題かもしれません。今回、この枠組みの中に農水省も入っておられますけれども、農水省の入り方というのは、例えば加賀の用水のように、農村部から流れてきた水が城下町の中を流れるときは、そこは農水省はあまりうるさいことを言わないよ、という程度の農水省の関与であるとすれば、農水省はこれによって完全に乗りおくれることになるわけですね。ですから、私の希望としては、きょう大体この方針がまとまったわけですから、農水省さんはこれを丸のみして、さらに立派なものをやっていただければ、日本全体がよくなるという気がしているぐらいであります。ここで、歴史を活かしたまちづくりの競争が始まったのではなかろうかと期待しております。

勝手なことを申しました。

○部会長　　ありがとうございました。

この歴史的風土部会、もともと総理府の審議会から始まった特殊な事情がございまして、国土交通省の審議会の中で、私が知っている範囲では、おそらく幹事として各省庁が正式にメンバーとして入っているというのはこの部会のみではないかと思えます。ほかにあるかもしれませんが、私の存じている範囲ではということですので。きょうの答申を踏まえて、今後、国土交通省が中心に歴史的まちづくりについていろいろご尽力されることを、我々委員一同、おそらく皆さん願っていると思えますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

審議をすることは尽きないのですが、きょう最大の目的である議決も済ませさせていただいたので、特に地元の行政側の委員から特段ご意見がないようでしたら、本日の部会の審議としてはこのぐらいで終わらせていただければどうかなと思うのですが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

では、後は事務局にお返しして、できましたら最後、局長から一言ごあいさつなりを頂戴できればと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局　　部会長、どうもありがとうございました。

歴史的風土の保存・継承小委員会の委員を務められました当部会の委員の皆様におかれましては、お忙しい中、報告を取りまとめていただき、まことにありがとうございました。また、社会資本整備審議会令の規定によりまして、現在諮問されている事項の部会における審議がすべて終了いたしましたので、臨時委員の皆様におかれましては、本日の部会を

もって終了となるところでございます。長期間のご協力、まことにありがとうございました。

また、本日は、先ほどお話しいただきましたけれども、午前中に最終の小委員会が開かれました関係で、専門委員でございました I 先生にも参加いただいております。重ねて御礼を申し上げます。

それでは、閉会に当たりまして、都市・地域整備局長の増田から委員の皆様方に一言ごあいさつをさせていただきます。

○都市・地域整備局長 都市・地域整備局長の増田でございます。本日は、部会長をはじめ、委員の先生方にはほんとうにお忙しい中、第 1 2 回歴史的風土部会を開催していただき、また、熱心にご審議賜りまして、誠にありがとうございました。また、特に歴史的風土の保存・継承小委員会に所属の先生方には、午前中から長時間ご議論いただきました。重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

先ほどご議決をいただきまして、おかげさまをもちまして、歴史的風土の保存・継承小委員会からのご報告がこれをもちまして、平成 1 5 年の諮問に対するご答申ということになりまして、これをもちまして、平成 1 5 年の諮問に対して全部答えをいただいたということになります。したがって、先ほど事務局からお話がありましたが、特に臨時委員の先生方におかれましては、本日をもちまして終了ということになります。4 年余りの長きにわたり、歴史的風土部会の小委員会として議論いただきました。重ねて厚くお礼を申し上げます。

先ほど説明いたしました報告でございますが、大変盛りだくさんの内容を盛り込んでいただきました。基本的な理念をまとめていただくとともに、具体の施策、事業につきましても各般にわたってご答申いただきました。私どもといたしましては、小委員会の場合、部会の場合を通じてご議論いただき、ご提言いただいたものにつきましては、できるだけ早く具体化してまいりたいと考えております。このうち予算に係るものにつきましては、昨年の概算要求の段階からかなり粗削りではございましたけれども、予算要求させていただきましたし、税制改正要望につきましても、取り組んでまいりました。議論の過程を通じて少しずつ具体化をさせていただきますと、要求、要望したものがすべてついたというわけではございませんけれども、予算におきましても、あるいは税制におきまして、多くの成果を上げることができました。さらに、報告内容の中には、法制的に対応しなきゃいけないことも多々ございますので、部会長からもご紹介がありましたけれども、この通常

国会に新しい法案を提出したいということで、準備を進めておりまして、来週には閣議決定をいただき国会に提案したいと思っています。法案の名称は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案」という名称にさせていただきました。報告の中でも一番議論があったところでございますけれども、「歴史的風致」というこの法律の対象として新しい概念をつくらせていただきまして、この歴史的風致を維持し、再生し、向上させて、次世代に継承するというのが法律の目的でございます。

国会は大変厳しい状況でございますけれども、ぜひこの法律をこの通常国会で成立いただきますまして、できるだけ早く施行して、各都市に活用していただきたいということで、努力してまいりたいと思っています。

法律の名称はそういうことなのですが、文化庁と協力してやっておりまして、私どもは当初、歴史新法と呼んでおりましたが、私どもから言えば「まちづくり」、文化庁から言えば「歴史的な文化遺産の保全・活用」ということですので、「歴史まちづくり法案」という略称をつけることとしました。文化庁と私どもと一緒にやるというのも非常に希有な例でありまして、私はそういう意味でも、これは歴史的な法案だと説明させていただいているんです。原稿の都市計画法が制定されたのが昭和43年ですので、今年で制定40周年ということになりますが、私どもは現在、都市計画制度の抜本的な見直しに取り組んでおります。今回ご報告をいただいた歴史的文化的資産を活かしたまちづくりも大変重要な課題と認識しております。もっと言わせていただければ、他のどのまちづくりの視点よりも重要なまちづくりの柱だと確信をしております。と申しますのは、昨年来、地域の活性化が政府の大きな課題なんです、大都市と地方の格差を論ずる場合に、経済格差、雇格格差、福祉格差等ありますが、一番大きな格差は、「人口の格差」だと私は思っています。これから本格的な人口減少の社会を迎えていきますが、一番大きな問題は地方ほど急速に人口が減っていくということだと思います。大都市はまだまだ社会増でもつような部分がありますので、一番大きな大都会と地方都市、あるいは地方の中山間地域の問題は人口問題、いかに定住人口を支えていくか、あるいは場合によっては交流人口という概念でも、いかに多くの方に来ていただくかということを考えますと、産業を誘致する、あるいは商業を振興するというような話もちろん大切ですが、いかに地域に愛着を持って生まれ育った方が住み続けていただけるか、あるいはIターンじゃありませんけれども、よその人がその地域に魅力を持って移り住んでいただく、あるいは移り住むまでもなく、訪れていただくということが非常に大事だと思うわけです。

そういった中で、自分たちが愛着を持つ、地域の歴史・伝統文化というものを軸にしたまちづくりを進めなければ、決してそういった人口競争、人口格差社会に生きていけないと思っておりますので、決してワン・オブ・ゼムのまちづくりではなく、まさに歴史文化を核にしたまちづくりこそがこれから大事だと思っています。

今日は萩の市長もおいでですけれども、歴史、伝統、文化を活かしたまちづくりは、市の一部のセクションの仕事ではなくて、市を挙げてやっていただく、あるいは国として見れば、国を挙げてやっていく行政、私どもで言えばまちづくり行政だと思っていますので、そんな思いで進めていきたいと思っていますので、歴史的風土部会の先生方には、引き続きご指導をお願いするとともに、重ねてお礼を申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○部会長　　どうもありがとうございました。

○事務局　　それでは、これもちまして、第12回歴史的風土部会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

閉　　会